

長崎医療こども専門学校 進級認定の規定

(目的)

第1条 この規定は、長崎医療こども専門学校（以下「本校」という。）における進級の認定を行うための事項を定める事を目的とする。

(卒業の定義)

第2条 進級とは、各学年の課程を修了した者が次の学年に進むことをいう。

(学校評価等委員会)

第3条 成績評価を適切かつ厳格に行うため、学内に学校評価等委員会（以下「委員会」とする。）を置く。

2 委員会の業務及び委員会の構成、委員会の運営等必要な事項については、別に定める。

(卒業認定基準)

第4条 本校の進級認定基準は以下のとおり。

- 1 進級時に必要な単位評価がすべて C以上
- 2 出席率 90%以上
- 3 1及び2を満たし、進級判定会議において校長が認定する。

(進級認定の方法)

第5条 進級の認定は、第3条の学校評価委員会の専門委員会として進級判定委員会を編成して審議する。進級判定会議は、次の通り実施する。

- 1 第1回進級判定会議
進級基準を満たしているかどうかを確認し、満たしていない学生に対し、具体的な指導方法を検討する。
- 2 第2回進級判定会議
第1回目の判定会議を受け、その後の指導状況の確認、学生の進級基準達成状況を確認し、進級の認定を行う。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

長崎医療こども専門学校 卒業認定の規定

(目的)

第1条 この規定は、長崎医療こども専門学校（以下「本校」という。）における卒業の認定を行うための事項を定める事を目的とする。

(卒業の定義)

第2条 卒業とは、本校所定の課程を修了した者に、卒業証書を授与することである。

2 各学科の所定の課程を修了した者には、文部科学大臣告示の専門士を付与する。

(学校評価等委員会)

第3条 成績評価を適切かつ厳格に行うため、学内に学校評価等委員会（以下「委員会」とする。）を置く。

2 委員会の業務及び委員会の構成、委員会の運営等必要な事項については、別に定める。

(卒業認定基準)

第4条 本校の卒業認定基準は以下のとおり。

1 卒業年時に全ての単位評価がすべてC以上

2 出席率 90%以上

3 1及び2を満たし、卒業基準検定の取得または卒業試験等を加味した上で、卒業判定会議において校長が認定する。

(卒業認定の方法)

第5条 卒業の認定は、第3条の学校評価委員会の専門委員会として卒業判定委員会を編成して審議する。卒業判定会議は、次の通り実施する。

1 第1回卒業判定会議

卒業基準を満たしているかどうかを確認し、満たしていない学生に対し、具体的な指導方法を検討する。

2 第2回卒業判定会議

第1回目判定会議を受け、その後の指導状況の確認、学生の卒業基準達成状況を確認し、卒業の認定を行う。

3. 柔道整復師学科の卒業認定

柔道整復師学科は、国家試験に合格すれば卒業証書の認定となる。

(卒業延期)

第6条 卒業延期は行わないため、卒業基準を満たしていない学生に対しては、在籍期間である3月31日までに卒業基準を満たすよう指導する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。